

独立行政法人自動車技術総合機構の「審査事務規程第34次改正案(交通研部分)」に関するご意見への回答

交通安全環境研究所自動車認証審査部

団体名等	分類	意見	理由	コメント
北陸信越運輸局	TRIAS 08-003(1)-02 燃料消費率試験(重量車(2025年度燃費基準対応)) 15.1.1(4) 表4 nの関数としての係数h  (新旧対照表 5/68ページ)	項目欄の N ↓ n	記号の整合	ご指摘の通り修正いたしました。
	TRIAS 08-003(1)-02 燃料消費率試験(重量車(2025年度燃費基準対応)) 15.1.2(3)  (新旧対照表 6/68ページ)	P : 試験路における平均大気圧 ↓ P : 試験路における平均大気圧 (kPa)	単位の表記が抜け落ちています。	ご指摘の通り修正いたしました。
	TRIAS 08-003(1)-02 燃料消費率試験(重量車(2025年度燃費基準対応)) 別表3 試験の記録及び成績表の末尾処理  (新旧対照表 19)	試験室内乾球温度(θ1)  小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで記載(K又は℃) ↓ 小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで記載(K又は℃)	閉じ括弧の抜け落ちです。	ご指摘の通り修正いたしました。
	TRIAS 08-003(1)-02 燃料消費率試験(重量車(2025年度燃費基準対応)) 別表3 試験の記録及び成績表の末尾処理  (新旧対照表 20)	各指定速度の走行抵抗  小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで記載 ↓ 小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで記載 (N)	単位の表記が抜け落ちています。	ご指摘の通り修正いたしました。
	TRIAS 11-R079-03 かし取装置試験(協定規則第79号) 附表1 5.構造規定  (新旧対照表 25/68ページ)	判定 judgment ↓ 判定 judgment	英単語のつづりミスと思われます。	ご意見のとおり修正いたします。
	TRIAS 11-R079-03 かし取装置試験(協定規則第79号) 附則 8 2.4.  (新旧対照表35/68ページ)	車両の重心で横加速度および横加加速度を求めるものとする。 ↓ 車両の重心で横加速度および横ジャークを求めるものとする。	本文中「the lateral jerk」の翻訳に「横加加速度」「横ジャーク」の2つの単語が使われている。今回追加になった「横加加速度」ではなく、以前から使われている「横ジャーク」(新旧対照表37ページ3.2.1.1、38ページ3.2.1.2等で使用)、に統一してはどうか。	ご意見のとおり修正いたしました。
	TRIAS 11-R079-03 かし取装置試験(協定規則第79号) 附則 8 2.4.  (新旧対照表35/68ページ)	横加加速度を求めるために、フィルタリングした横加加速度の時間微分の500ms 移動平均を考慮するものとする。 ↓ 横ジャークを求めるために、フィルタリングした横加加速度の時間微分の500ms 移動平均を考慮するものとする。	本文中「the lateral jerk」の翻訳に「横加加速度」「横ジャーク」の2つの単語が使われている。今回追加になった「横加加速度」ではなく、以前から使われている「横ジャーク」(新旧対照表37ページ3.2.1.1、38ページ3.2.1.2等で使用)、に統一してはどうか。	ご意見のとおり修正いたしました。

	TRIAS 11-R079-03 かじ取装置試験(協 定規則第79号) 附則 8 2. 4.  (新旧対照表35/ 68ページ)	The position at which the lateral acceleration is measured and the centre of gravity of the vehicle shall be identified in the test report. The sampling rate shall be at least 100 Hz. ↓ The position at which the lateral acceleration is measured and the center of gravity of the vehicle shall be identified in the test report. The sampling rate shall be at least 100 Hz.	英字のスペルミスと思われます。	国連の英語は英国式で統一されている ため、正しい記載となります。
	TRIAS 12-R078-04 二輪車等の制動装 置試験(協定規則 第78号) 付表2  (新旧対照表43/ 68ページ)	判定 Judgment ↓ 判定 Judgment	英単語のつづりミスと思われます。	ご意見のとおり修正いたしました。
軽自動車検査協会	「審査事務規程」 (平成28年4月1日 規程第2号)第34 次改正新旧対照表	協定規則の和訳から規程としていることは、承知しておりますが、「ま たは」と「又は」が混在しているため、どちらかに統一した方が良いの ではないか。	左記のとおり。	定地試験関係については出来る限り「又 は」に統一いたします。
	「審査事務規程」 (平成28年4月1日 規程第2号)第34 次改正新旧対照表	協定規則の和訳から規程としていることは、承知しておりますが、「た えば」と「例えば」が混在しているため、どちらかに統一した方が良い のではないか。	左記のとおり。	定地試験関係については出来る限り「例 えば」に統一いたします。
	「審査事務規程」 (平成28年4月1日 規程第2号)第34 次改正新旧対照表	協定規則の和訳から規程としていることは、承知しておりますが、「お よび」と「及び」が混在しているため、どちらかに統一した方が良いの ではないか。	左記のとおり。	定地試験関係については出来る限り「及 び」に統一いたします。
自工会(大型車燃 費技術分科会)	TRIAS 08-003(2)- 01  修正	現: エンジン回転数 → 正: エンジン回転速度	min-1(rpm)の回転速度を測定する装置のため、「回転速度」が適切と思わ れます。	ご指摘の通り修正いたしました。
	TRIAS 08-003(2)- 01  修正	別紙3 都市間走行モード  現:  時間(秒) 車速(km/h) 縦断勾配(%) 637 80 279 638 80 279 639 80 279 643 80 -23 698 80 123 729 80 293 1182 80 -167 1984 80 -267	別紙2 都市内走行モードの表内の値の誤記が修正されていますが、別紙 3表内縦断勾配(%)の一部の値の小数点が抜け落ちており、誤記と思われ ます。	ご指摘の通り修正いたしました。
	TRIAS 08-003(2)- 01  修正	付表4 空気抵抗計測に関する試験成績  現: 空車時車両重量: W0 Vehicle curb weight kg  正: (削除)	空車時車両重量(W0)は、別紙7の標準車両諸元の車両重量を用いて、計 算プログラム内で使用される重量であり、空気抵抗計測試験による結果算 定には不要であるため、不必要な計測と記載であり、削除すべきと思い ます。	ご指摘の通り修正いたしました。
	意見	「審査事務規程の一部改正について(第34次改正)」の対象となっ ておりませんが、現行JH15の「TRIAS 08-003-01」の改正についても実 施していただきたく、よろしく願いいたします。	次期JH25 TRIAS 08-003(1)-02燃料消費率試験重量車(2025年度燃費基 準対応))との規定統一が、一部必要であるため。	対応を検討いたします。
	TRIAS 08-003(2)- 01  修正	別紙4 重量車燃料消費率計算用プログラム作成手順及び計算用プ ログラム(手動変速機(MT)を備えた車両用)  P.49 1.6 加速時のギヤ位置 (6) 現:・・・シフトアップを行う。 → 正:・・・シフトダウンを行う。  JH15 TRIASも同様。	誤記と思われます。	ご指摘の通り修正いたしました。
	TRIAS 08-003(2)- 01  意見	別表3 試験の記録及び成績表の末尾処理 最高出力エンジン回転速度  最高出力回転速度に幅がある場合(例:3000~3500rpm)についての、 規定等ありますでしょうか。あれば追記を要望します。	最高出力回転速度は、正規化エンジン回転速度の計算に用いられ、プロ グラムでは一つの値しか入力できないため。	対応を検討いたします。

	<p>TRIAS 08-003(2)-01</p> <p>修正</p>	<p>別表3 試験の記録及び成績表の末尾処理 ◎車両諸元等</p> <p>現: 都市間走行燃料消費率補正係数(kf2)</p> <p>正: 都市間走行燃料消費率補正係数(Kf2)</p>	<p>"K"が小文字の"k"となっているため。</p>	<p>ご指摘の通り修正いたしました。</p>
	<p>TRIAS 08-003(2)-01</p> <p>新旧対照表のみ</p> <p>修正</p>	<p>新旧対照表P.75最下部およびP.76上部、「新」のEuuc、Eucの略号となっております。尚、TRIAS全文の方は、正しく修正されています。</p>	<p>新旧対照表のみ、変更の反映漏れと思われる。</p>	<p>ご指摘の通り修正いたしました。</p>
	<p>TRIAS 08-003(2)-01</p> <p>修正</p>	<p>付表4 空気抵抗計測に関する試験成績 ○車両寸法</p> <p>架装種類:</p> <p>現: カーゴ Cargo → 正: 平ボディ Flat Body</p> <p>現: カーゴあり高さ → 正: 平ボディ高さ</p>	<p>別紙8の荷箱仕様での用語に統一すべきと考えます。</p>	<p>ご指摘の通り修正いたしました。</p>
	<p>TRIAS 08-003(1)-02</p> <p>燃料消費率試験(重量車(2025年度燃費基準対応))</p> <p>新旧対照表</p> <p>修正</p>	<p>17.重量車燃料消費率の算出 新旧対照表の下記変更点が赤字で強調されていない。 変更点の協調がなされていないだけであり、TRIAS本文は問題なし。</p> <p>得られた都市内走行モード及び都市間走行モードにおける燃料消費率に対し、強制再生制御を行う連続再生式DPF等を備える重量車燃料消費率の取扱いについて(国自環第277号の2)に基づいて補正を行い、補正された燃料消費率を別紙7に示す都市間走行割合に基づき次式により重量車燃料消費率を算出する。</p>	<p>新旧対照表の反映漏れと思われる。</p>	<p>ご指摘の通り修正いたしました。</p>
	<p>TRIAS 08-003(1)-02</p> <p>燃料消費率試験(重量車(2025年度燃費基準対応))</p> <p>修正</p>	<p>付表1 燃料消費率の試験記録及び成績(重量車)</p> <p>【現記載内容】 JE05開始時アイドリングストップ時間</p> <p>【修正案】 JE05開始時アイドリングストップ作動時間</p>	<p>JE05開始時アイドリングストップ時間では何の時間なのかがわかりにくい為。 計算プログラムの取扱説明書の文言に合わせた。</p>	<p>ご指摘の通り修正いたしました。</p>
<p>自工会(大型車排出ガス分科会)</p>	<p>TRIAS 08-003(1)-02</p> <p>燃料消費率試験(重量車(2025年度燃費基準対応))</p> <p>修正</p>	<p>付表1 燃料消費率の試験記録及び成績(重量車)</p> <p>○燃料消費率</p> <p>【現記載内容】 都市内走行燃料消費率(Eu')過渡補正前 都市内走行燃料消費率(Eu)過渡補正後 都市内走行燃料消費率(Eu)Kf考慮</p> <p>【修正案】 都市内走行燃料消費率(Euuc)過渡補正前 都市内走行燃料消費率(Euc)過渡補正後 都市内走行燃料消費率(Eu)Kf考慮</p>	<p>都市内走行燃料消費率の過渡補正前・過渡補正後・Kf考慮のそれぞれの係数名が自工会要求通りに修正されていない。</p>	<p>ご指摘の通り修正いたしました。</p>

<p>TRIAS 08-003(1)-02 燃料消費率試験(重量車(2025年度燃費基準対応)) 修正</p>	<p>17.重量車燃料消費率の算出 【現記載内容】 得られた都市内走行モード及び都市間走行モードにおける燃料消費率を別紙7に示す都市間走行割合に基づき次式により重量車燃料消費率を算出する。</p> $E = 1 \frac{1}{\frac{1-\alpha/100}{Eu} + \frac{\alpha/100}{Eh}}$ <p>Eu=Eu'÷ 1.03 E：重量車燃料消費率 (km/l) Eu：都市内走行燃料消費率(過渡補正後) (km/l) Eu'：都市内走行燃料消費率(過渡補正前) (km/l) Eh：都市間走行燃料消費率 (km/l) α：都市間走行割合 (%)</p> <p>【修正案】 得られた都市内走行モード及び都市間走行モードにおける燃料消費率については、『国自環第277号の2 強制再生制御を行う連続再生式DPF等を備える重量車燃料消費率の取扱いについて』に基づいて燃料消費率の補正を実施し、補正された燃料消費率を別紙7に示す都市間走行割合に基づき次式により重量車燃料消費率を算出する。</p> $E = \frac{1}{\frac{1-\alpha/100}{Eu} + \frac{\alpha/100}{Eh}}$ <p>Eu= Euc × Kf1 Euc= Euuc÷ 1.03 Eh= Eh' × Kf2 E：重量車燃料消費率 (km/L) Eu：都市内走行燃料消費率(Kf考慮) (km/L) Euc：都市内走行燃料消費率(過渡補正後) (km/L) Euuc：都市内走行燃料消費率(過渡補正前) (km/L) Kf1： 都市内走行燃料消費率補正係数 Eh：都市間走行燃料消費率(Kf考慮) (km/L) Eh'：都市間走行燃料消費率 (km/L) Kf2： 都市間走行燃料消費率補正係数 α：都市間走行割合 (%)</p>	<p>・重量車燃料消費率算出の公式の誤記修正。 ・上記、燃料消費率の係数名修正に伴い、重量車燃料消費率の算出の本文に対して、正しい係数に基づいた内容になっていない。 また、TRIAS本文にはKf算出の内容が存在しない為、参照元とそれに基づいた計算式と係数を記載する必要がある。</p>	<p>ご指摘の通り修正いたしました。</p>
---	---	--	------------------------

	<p>付表6 ◎ギヤ位置 【修正案】 都市内走行モード、都市間走行モードのグラフ上に『記載例』を追加する。</p>		<p>ギヤ位置のグラフ記載について、TRIAS記載のグラフは記載例であることを表しておき、各社の表現に合わせてグラフ表示できるようにする。</p>	<p>「SAMPLE」の文字を追加し修正いたしました。</p>
	<p>TRIAS 08-003(1)-02 燃料消費率試験(重 量車(2025年度燃費 基準対応))  修正</p>	<p>付表2 マッピングトルク曲線測定記録(重量車) ◎マッピングトルク曲線測定 (トルクコンバータ付自動変速機を備えた車両用) 【修正案】 ATのニュートラルアイドル関連情報を帳票に追加する。 以下追加項目 ・ニュートラルアイドル機構 (0:なし, 1:あり) ・作動時間(停止後N秒)定義 ・JE05モード開始時のNアイドル動作 (0:なし, 1:あり) ・JE05モード開始後Nアイドル作動までの待ち時間(秒) ・作動時速度比 (0~1.0)</p>	<p>ニュートラルアイドルは計算用txtに項目は存在するが、帳票に存在しない為、正しい値が入っているか判別が出来ない。コンベの計算帳票にアイドルストップやkfの項目を追加したのであれば、ATのニュートラルアイドルの関連項目も追加する必要がある。</p>	<p>有無については付表3に記入欄を設け、有の場合は残りの項目が確認できる書面を添付していただくことと修正しました。</p>
	<p>TRIAS 31-J041(4)-03 ディーゼル重量車 排出ガス試験 (WHDC モード)  修正</p>	<p>付表23-2、付表23-3の試験サイクルの検証の「回転速度、y切片a0の許容範囲」について、記載を以下に修正することを提案します。  【現記載内容】 最大試験回転速度の2.0* アイドル回転速度の±10%以内 ≤2.0% of max. test speed ±10% of idle  【修正案】 &lt;HEC&gt; アイドル回転速度の±10%以内 ±10% of idle &lt;HPC&gt; 最大試験回転速度の±2.0%以内 ±2.0% of max. test speed</p>	<p>回転速度にけるy切片a0の許容範囲が、HECとHPCで異なることを明確に示すため。</p>	<p>ご指摘の通り修正いたしました。</p>
<p>自工会(二輪車認 証分科会)</p>	<p>別添1(2-2 関係) 35. TRIAS 11(2)- J008R062-01</p>	<p>表中は、TRIAS 11(2)-J008R062-02、P43のタイトルはTRIAS 11(2)-J008R062-01となっております、整合をお願い致します。</p>	<p>誤記もしくは改正漏れと思われます。</p>	<p>ご指摘の通り修正いたしました。</p>
	<p>TRIAS 11(2)- J008R062-01  3.試験記録及び成 績</p>	<p>(新)◎試験成績～○不正使用を防止するための電気機械及び電子装置(略)  ○電磁両立性 Electromagnetic compatibility  (旧)◎試験成績～○不正使用を防止するための電気機械及び電子装置(略)  (新設)</p>	<p>意見照会では「不正使用を防止するための電気機械及び電子装置」の要件と「電磁両立性」の要件の置き換えとなっているため、「電磁両立性」要件の「(新設)」に修正をお願い致します。</p>	<p>ご指摘の通り修正いたしました。</p>

TRIAS 12-R078-04 5.1.15.	英文の「When」を「if」に改正するだけで良くはないでしょうか？	R78-05で改訂されていますが、TRIASでは緊急制動表示灯の点灯・消灯条件は5.1.15.1に記載しているため、文言をR78-05と合わせる必要はないと思われる。	ご意見のとおり修正いたしました。
TRIAS 32-R053-01 5.6.2.2./6.1.1.1./ 6.1.1.2./6.1.3.2./ 6.2.1.1./6.2.1.2./ 6.2.3.1.4./6.2.3.3./ 6.2.5.7./6.2.6.1./ 6.2.7.3./6.4.1./ 6.4.3.1./6.6.1./ 6.8.1./6.9.2./6.9.3./ 6.10.1./6.12.3.3./ 6.13.2./ 6.13.4.1.5./ 6.14.7.3.2./6.15.9.3.	「または」 ↓ 「又は」	語句の統一をお願いします。	ご指摘の通り修正しました。
TRIAS 32-R053-01 5.1./5.17./6.1.3.2./ 6.1.8.2./6.2.3.3./ 6.2.4./6.3.3.1./ 6.3.6.3./6.3.8./ 6.4.4./6.6.4./6.7.4./ 6.8.4./6.10.4./ 6.11.4./6.12.4./ 6.14.7.3./6.15.9.1./ 6.15.9.2.	「および」 ↓ 「及び」	語句の統一をお願いします。	ご指摘の通り修正しました。
TRIAS 32-R053-01 6.1.3.1.1.	「独立した走行用前照灯を別の前部灯火の上又は下または片側に取り付けてもよい。」 ↓ 「独立した走行用前照灯を別の前部灯火の上又は下又は片側に取り付けてもよい。」	・「front lamp」⇒「前面灯火」への語句の統一 ※「前部灯火」、「前照灯」、「前面灯火」で統一されていない。 ・「または」⇒「又は」に統一	ご指摘の通り修正しました。
TRIAS 32-R053-01 6.1.3.1.2.	「別の前部灯火と兼用される走行用前照灯は、…。ただし、車両の走行用前照灯横に、独立したずれ違い用前照灯または車幅灯と相互に…」 ↓ 「別の前部灯火と兼用される走行用前照灯は、…。ただし、車両の走行用前照灯の片方又は両方が別の前部灯火と兼用式になっているものは、…」	・「front lamp」⇒「前面灯火」への語句の統一 ※「前部灯火」、「前照灯」、「前面灯火」で統一されていない。 ・「または」⇒「又は」に統一	ご指摘の通り修正しました。
TRIAS 32-R053-01 6.1.3.1.3.	「2個の走行用前照灯の片方又は両方が別の前部灯火と兼用式になっているものは、…」 ↓ 「2個の走行用前照灯の片方又は両方が別の前部灯火と兼用式になっているものは、…」	・「front lamp」⇒「前面灯火」への語句の統一 ※「前部灯火」、「前照灯」、「前面灯火」で統一されていない。	ご指摘の通り修正しました。
TRIAS 32-R053-01 6.2.3.1.1.	「1つの独立したずれ違い用前照灯を別の前部灯火の上または下または横に取り付けてもよい。」 ↓ 「1つの独立したずれ違い用前照灯を別の前部灯火の上又は下又は横に取り付けてもよい。」	・「front lamp」⇒「前面灯火」への語句の統一 ※「前部灯火」、「前照灯」、「前面灯火」で統一されていない。 ・「または」⇒「又は」に統一	ご指摘の通り修正しました。
TRIAS 32-R053-01 6.2.3.1.2.	「別の前部灯火と兼用される主ずれ違い用前照灯は、…」 ↓ 「別の前部灯火と兼用される主ずれ違い用前照灯は、…」	・「front lamp」⇒「前面灯火」への語句の統一 ※「前部灯火」、「前照灯」、「前面灯火」で統一されていない。	ご指摘の通り修正しました。
TRIAS 32-R053-01 6.2.3.1.3.	「2個の主ずれ違い用前照灯で、片方又は両方が別の前部灯火と兼用式になっているものは、…」 ↓ 「2個の主ずれ違い用前照灯で、片方又は両方が別の前部灯火と兼用式になっているものは、…」	・「front lamp」⇒「前面灯火」への語句の統一 ※「前部灯火」、「前照灯」、「前面灯火」で統一されていない。	ご指摘の通り修正しました。
TRIAS 32-R053-01 6.6.3.1.	「他の前照灯の上下左右のいずれかに独立車幅灯を取り付けることができる。…」 他の前照灯と兼用される車幅灯は、その基準中心が車面の中央縦断面上にくるように取り付けなければならない。 ただし、車幅灯の横に他の前照灯を取り付ける場合、… 2個の車幅灯の片方又は両方を他の前照灯と兼用する場合は、…」 ↓ 「他の前部灯火の上下左右のいずれかに独立車幅灯を取り付けることができる。…」 他の前部灯火と兼用される車幅灯は、その基準中心が車面中心面上にくるように取り付けなければならない。 ただし、車幅灯の横に他の前部灯火を取り付ける場合、… 2個の車幅灯の片方又は両方を他の前部灯火と兼用する場合	・「front lamp」⇒「前面灯火」への語句の統一 ※「前部灯火」、「前照灯」、「前面灯火」で統一されていない。 ・「車両の中央縦断面」⇒「車両中心面」に統一	ご指摘の通り修正しました。

自工会(国内認証分科会)	TRIAS 48-R157-01 2. システムの仕様 検知システム	「後方」「その他」を「その他」に置き換えてはいかがでしょうか。	検出範囲を求められている「前方」「側方」に対し予備欄として用いることになるが、一つあれば記入可と考えるため。	ご意見のとおり修正いたします。
	TRIAS 48-R157-01 2. システムの仕様 検知システム	「種類」/kind)は、カメラ式、レーダー式等の「方式」を記入すればよいでしょうか？	確認です。	ご理解のとおり、カメラやレーダー、LiDAR等の種類の別の記載を想定しております。
部工会(ランプ部会)	UNR148, UNR149, UNR150	各TRIAS用紙本文に記載の「3. 試験記録及び成績」ただし試験成績については記載内容が変わらなければ、別表を作成し添付しても良い。このときの書式は特に規定しない。」とは、UN認可証及びテストレポート添付で許容されるという意味で問題ありませんか？	解釈の確認のため。	この文言の意図としては、各社測定設備のシステムが違っており、そのまま測定データが吐き出されたデータそのままをTRIASデータとして使えるようにするものです。ひとつひとつの測定データをTRIASに転記する工数を減らす目的です。運用でのUN認可証及びテストレポート添付につきまして個別にご相談ください。
	UNR148, UNR149, UNR150	付表に含まれる『配光特性』の表に法規要求値を追加して頂きたいです。	測定値を記載した際に、法規要求値の記載がないと適合性判定がしづらいため。	検討致します。
	UNR148 全灯火機能	付表の一般技術要件の4.3.1.1.項で「ランプにはUN規則No. 37 および/またはUN規則No. 128 に従って認可された光源のみを装備するものとする」と記載されていますが、これはUN認可を取得した光源しか使用できないとの意味になると理解しますが問題ございませんか？	各保安基準の条項で、UN認可品以外の光源を使用することも認めているため。	ご指摘を踏まえ項目を削除致しました。
	UNR148 全灯火機能	付表の一般技術要件の4.6.1.2.項などで引用している項目は、保安基準別添52ではなくUNR48ですが、問題ございませんか？	国内向け取り付け要件は保安基準別添52に従うと理解するため。	ご指摘の通りかと思いますが、細目告示もR148を直接引用しており、読み替えておらず、基本的に別添52もR48に準拠しているため、そのままとします。
	UNR148 後部霧灯 付表	付表の末尾に備考欄がないので追加して頂きたいです。	他機能にある備考欄がないため。	ご指摘の通り修正いたしました。
	UNR148 駐車灯 付表	駐車灯 P.8 5.3.4.項 文章が途中で切れているので修正を希望します。	文章が不十分であるため。	ご指摘の通り修正いたしました。
	UNR148 方向指示器 付表	方向指示器 P.10 5.6.11.項 文章が途中で切れているので修正を希望します。	文章が不十分であるため。	ご指摘の通り修正いたしました。
	UNR148 方向指示器 付表	方向指示器 P.10 5.6.11.項 二輪車用の方向指示器カテゴリが抜けているため、追加を希望します。	2020年9月25日に発行されたR148 S2で修正され、二輪車のカテゴリが追加されているため。 <a href="http://www.unece.org/fileadmin/DAM/trans/doc/2019/wp29gre/GRE-82-27e.pdf">http://www.unece.org/fileadmin/DAM/trans/doc/2019/wp29gre/GRE-82-27e.pdf</a>	ご指摘の通り修正いたしました。
	UNR149 全灯火機能	付表の4.5.1.項でUN認可を取得した光源しか使用できないとの意味になると理解しますが問題ございませんか？	各保安基準の条項で、UN認可品以外の光源を使用することも認めているため。	ご指摘を踏まえ項目を削除致しました。
	UNR149 前照灯、前部霧灯 本文	“4.4 左右に備えるプラスチックレンズの材質が同一の場合は、どちらか片方の灯火器で試験を代表することができる。”これはどの試験のことを意味しますか？附則7の試験でしょうか？附則8の試験でしょうか？	どの試験を指しているのかが不明確であるため、明確にしてほしいため。	附則8です。明確にするため追記致しました。
	UNR149 側方照射灯 本文	“4.4 左右に備えるプラスチックレンズの材質が同一の場合は、どちらか片方の灯火器で試験を代表することができる。”とあるが、そもそもプラスチックレンズの試験対象外なので当該文言が不要と考え、文言の削除を希望します。	不要であれば、削除してほしいため。	ご指摘の通り修正いたしました。
	UNR149 前照灯 付表	前照灯 P.28 5.3.1.4.4.文章が途中で切れているので修正を希望します。	文章が不十分であるため。	ご指摘の通り修正いたしました。
	UNR149 前照灯 付表	前照灯 P.40-P.42白紙ページがあるので削除を希望します。	編集ミスと思われるため。	ご指摘の通り修正いたしました。
	UNR149 前照灯 付表	前照灯 P.43 “B50L” P.44 “0.50U/1.5L and 0.50U/1.5R”は%ではなく、試験前後の光度値の差分を絶対値で判定するポイントであるため、単位を分けて記載いただきたいです。	法規で要求されている単位が異なるため。	ご指摘の通り修正いたしました。
	UNR149 前照灯 付表	前照灯 P.55 通行帯が逆の場合、RとLを読み替えるという文言の追加を希望します。	当該文言を記載しないと、日本国内向けランプの光度安定化ポイントが右側通行のものになってしまうため。	ご指摘の通り修正いたしました。
	UNR149 前照灯 前部霧灯 付表	前照灯 P.45、前部霧灯 P.10 “汚れた前照灯”の試験項目が抜けているので修正を希望します。	必要な試験が漏れているため。	ご指摘の通り修正いたしました。
UNR149 前照灯 前部霧灯 付表	前照灯 P.47、前部霧灯 P.12 附則8 3.1.~3.6.はUNのテストレポートの添付で代替できることを明確化していただきたいです。	法規上の要求ではあるが、実運用では、通常四輪用の右側通行のポイントで評価したものを他機種や二輪車にも流用することが可能であり、その場合二輪車用などのために再試験は実施しないため。	運用でのUN認可証及びテストレポート添付添付につきまして個別にご相談ください。	
UNR149 前部霧灯 付表	前部霧灯 P.16 演色性とUV放射の結果記入欄にヘッドランプの内容が書かれているため、フォグランプの内容に変更して頂きたいです。	前部霧灯の項目であるため。	ご指摘の通り修正いたしました。	

UNR149 側方照射灯 付表	側方照射灯 P.6 5.6.1.4.2項で引用している項目は保安基準別添52ではなくUNR48ですが問題ございませんか？	国内向け取り付け要件は保安基準別添52に従うと理解するため。	ご指摘の通りかと思いますが、細目告示もR148を直接引用しており、読み替えしておらず、基本的に別添52もR48に準拠しているため、そのままとします。
UNR149 側方照射灯 付表	側方照射灯 P.5&P.6 安定後の光度記載欄を削除していただきたいです。	安定後の光度は法規において適合性評価対象ではなく、また同様の安定性評価を行うR148の後退灯には安定後の光度の記載欄はないため。	ご指摘の通り削除いたしました。
UNR150	UNR3相当のRR(反射器)のためのTRIASフォーマットはまだできていませんか？	確認です。	次回改正予定です。
UNR148 昼間走行灯 付表	デイトタイムランニングランプの光度を記載する表の下へ、以下の設問を新たに追加頂きたい。 『二輪自動車用のデイトタイムランニングランプとして最大光度が700cdを超えないことを意図して設計されている。 適/否』	協定規則第148号 補足第1改訂版(ECE/TRANS/WP29/2019/81)の附則1, 9.1.5項で、昼間走行灯の最大光度が700cdを超えるか否かを明記する事とされています。また、同規則 3.5.1.1.1項で、最大光度が700cdを超えないと指示された装置は、附則4の量産管理規定において最高光度が700cdを超えないよう管理されることとされており、いずれの規定も、協定規則第53号 第3改訂版(ECE/TRANS/WP29/2019/80)の5.11.1.1項及び5.11.1.2項(昼間走行灯の最高光度に応じたすれ違い前照灯の自動点灯要件)に関連した要件となります。  この協定規則第53号 5.11.1項の700cdを超えるか否かの判断において、昼間走行灯の配光試験の実測値で判断した場合、例えば、四輪自動車のみへの使用を意図した昼間走行灯で最高光度が700cd付近で設計された装置が、TRIASの配光試験においてたまたま700cdを下回ってしまった場合、量産管理は700cd以下で管理されなければならなくなり、法規で許容される量産ばらつき内の適合が不可能となります。  本件について、欧州認可当局(ルクセンブルク認可当局SNCH)へ相談を行ったところ、認可試験時に700cdを下回ったものであっても、二輪自動車への使用を意図していなければ、最大光度が700cdを超える装置として申請を受け付けるとの見解を頂いております。 (具体的に、R148デイトタイムランニングランプのUN認可証には、次の様に記載されます。 Maximum luminous intensity does not exceed 700 cd: yes/no (remark: not intended for use on L-category vehicles)  以上の理由より、左記の設問を追加いただきたくご検討をお願いいたします。	灯火器概要欄に記載しております。